

施工（調査等）管理業務成績評定要領

（目的）

第1条 本要領は、中日本高速道路株式会社（以下「当社」という。）が契約を締結した施工（調査等）管理業務（以下「業務」という。）に関する成績評定（以下「評定」という。）を行うために必要な事項を定め、もって業務の適正かつ効率的な施行を図るとともに、業者の適正な選定に資することを目的とする。

（評定の対象）

第2条 評定は、契約責任者（中日本高速道路株式会社契約規則第3条に規定する契約責任者をいう。以下同じ。）が契約を締結したすべての業務について行うものとする。

（評定の種類）

第3条 本要領で規定する評定は、業務が完了した場合において行う評定とし、業務完了後、7日以内に行うものとする。

（評定を行う者）

第4条 前条の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、監督員（施工（調査等）管理業務に関する監督及び検査要領（以下「監督検査要領」という。）第3条に規定する監督員をいう。以下同じ。）、主任補助監督員（監督検査要領第4条に規定する主任補助監督員をいう。以下同じ。）及び主任検査員（監督検査要領第10条に規定する主任検査員をいう。以下同じ。）とする。

（評定の方法）

第5条 評定は、評定者が業務の監督又は検査により確認した事項に関し、別表1に掲げる成績評定項目について、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定の結果は、別記様式第1の完了評定表（以下「完了評定表」という。）に記録するものとする。

（評定結果の報告）

第6条 主任検査員は、評定を行ったときは、7日以内に評定表等（完了検査調書（監督検査要領第19条に定める完了検査調書）及び完了評定表をいう。以下同じ。）を検査担当者（監督検査要領第9条に規定する検査担当者をいう。以下同じ。）に提出し、検査担当者は、提出された評定表等を確認し、契約責任者に報告するものとする。

（評定結果の通知）

第7条 契約責任者は、検査担当者から評定に関する報告を受けたときは、遅滞なく、当該業務の受注者に対して、完了評定の結果を別記様式第2により通知するものとする。

（評定の修正）

第8条 契約責任者は、前条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、

修正できるものとし、その修正の手続きは、第 5 条と同様とする。

2 前項による修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該業務の受注者に通知するものとする。

(説明請求)

第 9 条 第 7 条又は前条による通知を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して 7 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）に、別記様式第 3 により、通知を行った契約責任者に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 契約責任者は、前項による説明を求められたときは、説明請求書を受け取った日から起算して 7 日以内（休日を含まない。）に別記様式第 4 により回答するものとする。

3 契約責任者は前項による回答を行うにあたって、必要があると認められる場合は、回答期限を延長することができる。

4 契約責任者は前 2 項の回答をする場合、工事及び調査成績評定評価委員会（「請負工事成績評定要領（平成 20 年 6 月 23 日・中高技第 49 号・企画本部長通達）」別添 2 工事成績評定通知実施要領第 4 条第 4 項に規定する工事及び調査成績評定評価委員会をいう。）に意見を求めることができる。

(再説明請求)

第 10 条 前条第 2 項の回答を受けた者のうち不服がある者は、説明に係る回答を受けた日から起算して 7 日以内（休日を含まない。）に、別記様式第 5 により、通知を行った契約責任者に対して、再説明を求めることができる。

2 契約責任者は、前項による再説明を求められたときは、別記様式第 6 により回答するものとする。

3 契約責任者は、前項による回答をする場合、入札監視委員会（「入札監視委員会の設置及び運営について（平成 19 年 3 月 29 日・中高契第 54 号・企画本部長通達）」に規定する入札監視委員会をいう。）の審議を経て回答するものとする。その場合において、契約責任者は、審議の報告を受けた日から起算して 7 日以内（休日を含まない。）に回答するものとする。

(評定結果等の公表)

第 11 条 第 7 条の規定により、完了評定の結果を通知したときは、速やかに成績評定通知書を公表しなければならない。ただし、別記様式第 2（別表 2）については公表してはならない。

2 第 9 条の規定により、説明請求に対する回答を行ったときは、速やかに説明請求者の提出した書面及び回答を行った書面を公表しなければならない。

3 第 10 条の規定により、再説明請求に対する回答を行ったときは、速やかに再説明請求者の提出した書面及び回答を行った書面を公表しなければならない。

4 前 3 項に基づく公表は、当社のコーポレートサイトに掲載する方法により行うものとする。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から実施し、同日施行中の業務から適用する。

別表 1

成績評定項目

評価項目	評価の視点	配点
管理技術者	目的と内容の理解	8点
	業務遂行の適切性	4点
	業務指示の迅速性、確実性	8点
適正な契約履行	業務実施体制の確保	3点
	管理員教育等の義務の履行	9点
	契約違反・提出書類の有無	6点
	書類作成の確実性・迅速性	3点
	管理員の品位・適正性	9点
発注者支援	技術基準の理解度	8点
	設計図書の作成・変更及び追加	4点
	設計単価の算出	4点
	その他工事管理の的確性・迅速性	4点
施工管理	安全管理状況の把握及び指導	8点
	工事工程の把握	4点
	品質管理に係る立会・検査	4点
	出来形管理（出来形の計測、数量の検測）に係る立会・検査	4点
技術提案	工事実施における事業費削減	4点
	施工管理（品質管理・出来形管理）の効率化・生産性向上	3点
	工事実施の改善（工程促進、品質・安全性向上等）	3点

別記様式第1

完了評定表		年 月 日
		事務所名 _____
業 務 名		
契 約 金 額	当初：¥	最終：¥
履 行 期 間	当初:令和 年 月 日～令和 年 月 日	最終:令和 年 月 日～令和 年 月 日
完 了 年 月 日	令和 年 月 日	
完 了 検 査 年 月 日	令和 年 月 日	
受 注 者 名		
管 理 技 術 者 氏 名		
検 査 担 当 者 氏 名	印	
監 督 員 所 属 ・ 氏 名	印	
主 任 補 助 監 督 員 所 属 ・ 氏 名	印	
主 任 検 査 員 所 属 ・ 氏 名	印	
総 合 評 定 点	/100 点	

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名 殿

中日本高速道路株式会社〇〇支社
支社長 〇〇 〇〇 印

成績評定通知書

貴社が受注した下記の施工（調査等）管理業務（以下「業務」という。）について、施工（調査等）管理業務成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して 7 日以内（「休日」を含まない。）に別添説明請求書により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1. 業務名 ◇◇自動車道 〇〇業務
2. 履行期間 令和〇年〇月〇日 ～ 令和〇年〇月〇日
3. 完了検査年月日 令和〇年〇月〇日
4. 完了評定 〇〇 点 （項目別評定点は別表 1 のとおり）
5. 総評 別表 2 のとおり
6. 送付先 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地
中日本高速道路株式会社〇〇支社 〇〇部 〇〇課 宛
電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
7. 手続き等の問い合わせ先 記 6. に同じ

以 上

項目別評定点

評価項目	評価の視点	評定 (評定点/満点)
管理技術者	目的と内容の理解	点/8点
	業務遂行の適切性	点/4点
	指揮系統の迅速性、確実性	点/8点
適正な契約履行	業務実施体制の確保	点/3点
	管理員教育等の義務の履行	点/9点
	契約違反・提出書類の有無	点/6点
	書類作成の確実性・迅速性	点/3点
	管理員の品位・適正性	点/9点
発注者支援	技術基準の理解度	点/8点
	設計図書の作成・変更及び追加	点/4点
	設計単価の算出	点/4点
	その他工事管理の的確性・迅速性	点/4点
施工管理	安全管理状況の把握及び指導	点/8点
	工事工程の把握	点/4点
	品質管理に係る立会・検査	点/4点
	出来形管理に係る立会・検査	点/4点
技術提案	工事実施における事業費削減	点/4点
	施工管理の効率化・生産性向上	点/3点
	工事実施の改善	点/3点
評定点計		/100点
業務執行に係る過失に伴う減点		点
事故等による減点		点
総合評定点		/100点

別記様式第 2 (別表 2)

【 総 評 】

--

別記様式第3

(別添)

説明請求書

令和 年 月 日

中日本高速道路株式会社〇〇支社

支社長 〇〇〇〇 殿

1 説明請求者の住所及び氏名

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

商号又は名称

代表者名

2 説明請求の対象となる業務名

業務名 ◇◇自動車道 〇〇業務

契約番号 00000000

3 不服のある事項

4 上記3の主張の根拠となる事項

以上

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名 殿

中日本高速道路株式会社〇〇支社
支社長 〇〇〇〇 印

成績評定に係る説明書（回答）

令和 年 月 日付けで貴社から説明を求められた評定内容について、下記のとおり回答します。

本説明書に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の回答を受けた日から起算して 7 日（「休日」を含まない。）以内に別添再説明請求書により、再説明を求めることができます。

なお、再説明は〇〇委員会【各支社で活用する委員会名を記載する】の審議を経た上で行います。

疑問の旨に対する再説明は、書面により郵送いたします。

また、再説明を求める場合の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1. 業務名
2. 疑問に対する回答

3. 手続き等の問い合わせ先

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地

中日本高速道路株式会社〇〇支社 〇〇部 〇〇課

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

以 上

別記様式第 5

(別 添)

再 説 明 請 求 書

令和 年 月 日

中日本高速道路株式会社〇〇支社

支 社 長 〇 〇 〇 〇 殿

1 説明請求者の住所及び氏名

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番地

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

商号又は名称

代表者名

2 説明請求の対象となる業務名

業 務 名 ◇◇自動車道 〇〇業務

契約番号 00000000

3 不服のある事項

4 上記 3 の主張の根拠となる事項

以 上

別記様式第 6

〇〇 第 号
令和 年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名

殿

中日本高速道路株式会社〇〇支社
支社長 〇〇〇〇 印

成績評定に係る説明書（回答）

令和 年 月 日付で貴社から説明を求められた評定内容について、下記のとおり回答します。

記

1. 業務名 ◇◇自動車道 〇〇業務（契約番号 00000000）
2. 疑問に対する回答

以 上

評価項目	評価の視点	配点	実点	評定点率					評定点 ①	評価細目	
				優 標準 劣							
				1.0	0.8	0.6	0.4	0.2			
管理技術者	目的と内容の理解	40	8	評価細目チェック数 =0⇒「0.2」 //1⇒「0.4」 //2⇒「0.6」 //3⇒「0.8」 //4⇒「1.0」 ----- 1.0					40.0	レ 当該業務の目的、内容が理解されていた。 レ 業務実施計画書に発注者が求める内容を的確に記載されていた。 レ 業務実施計画書の実施方法等に、業務内容を具体化する記述があった。 レ 当該業務の特徴、注意すべき事項などが適切に理解されていた。(担当路線、河川等の地域特性など。)	
	業務遂行の適切性	20	4	評価細目チェック数 =0⇒「0.4」 //1⇒「0.6」 //2⇒「1.0」 ----- 1.0					20.0	レ 管理技術者による担当技術者への指導・指揮が適切であった。 レ 業務運営が適切かつ円滑に実施されていた。	
	業務指示の迅速性、確実性	40	8	評価細目チェック数 =0⇒「0.2」 //1⇒「0.4」 //2⇒「0.6」 //3⇒「0.8」 //4⇒「1.0」 ----- 1.0					40.0	レ 関係者間の情報伝達が遅滞なく、確実に交わされていた。 レ 情報伝達の誤認等による問題が発生しなかった。 レ 当該業務に関する受注者内の情報伝達内容が書類により記録されていた。 レ 管理技術者による担当技術者への技術的関与が的確で、対応が迅速であった。	
管理技術者計		100	20						100.0		
プロセス評価	適正な契約履行	業務実施体制の確保	10	3	評価細目チェック数 =0⇒「0.2」 //1⇒「0.4」 //2⇒「0.6」 //3⇒「0.8」 //4⇒「1.0」 ----- 1.0					10.0	レ 配置予定技術者資料(業務実施体制)に示された技術者が適切に配置されていた。 レ 配置予定技術者資料(業務実施体制)に予定としていた管理員について、適切な資格取得者が配置されていた。 レ 業務実施計画書に示された実施体制により、業務が適切に履行された。 レ 履行期間を通じて安定的で十分が業務実施体制が確保されていた。
		管理員教育等の義務の履行	30	9	評価細目チェック数 =0⇒「0.2」 //1⇒「0.4」 //2⇒「0.6」 //3⇒「0.8」 //4⇒「1.0」 ----- 1.0					30.0	レ 業務実施計画書にコンプライアンス及び秘密保持に関する教育計画の内容が具体的に記載されていた。 レ 受注者による管理員(管理技術者含む)へのコンプライアンス教育が適切に実施されていた。 レ 受注者による管理員(管理技術者含む)への秘密保持に関する教育が適切に実施されていた。 レ 受注者による技術者としての倫理及び技術力の向上に関する教育が実施されていた。
		契約違反・提出書類の有無	20	6	評価細目チェック数 =0⇒「0.2」 //1⇒「0.4」 //2⇒「0.6」 //3⇒「0.8」 //4⇒「1.0」 ----- 1.0					20.0	レ 基本契約書に記載の内容が十分理解されており、違反となる行為がなかった。 レ 業務に必要な技術基準・マニュアル・通達等が十分に理解され、適切な業務履行がなされていた。 レ 業務上作成、提出すべき書類に漏れが無かった。 レ 業務上作成、提出すべき種類が受注者自ら、発注者の指導がなくとも、速やかに提出がなされた。
		書類作成の確実性・迅速性	10	3	評価細目チェック数 =0⇒「0.2」 //1⇒「0.4」 //2⇒「0.6」 //3⇒「0.8」 //4⇒「1.0」 ----- 1.0					10.0	レ 業務上作成する資料について、十分な理解の上で、適切に取りまとめられていた。 レ 業務上作成する資料が簡潔で理解しやすい表現となっていた。 レ 業務上入手した情報を総合的に活用し、重要な点が理解しやすくまとめられていた。 レ 業務上作成した資料について、作成する主旨を理解の上、根拠の整理を併せて確実に実施されていた。
		管理員の品位・適正性	30	9	評価細目チェック数 =0⇒「0.2」 //1⇒「0.4」 //2⇒「0.6」 //3⇒「0.8」 //4⇒「1.0」 ----- 1.0					30.0	レ 高速道路事業の公共性を鑑み、常に公正・公平・清廉を旨として行動していた。 レ 管理員として、無責任な姿勢は見られず、発注者を支援する立場としてふさわしい対応をとった。 レ 発注者を支援する立場として、関係者に対する対応が適切で、かつ必要な報告・調整が遅滞なく実施されていた。 レ 業務に必要な法令・政令等が十分に理解され、適切な業務履行がなされていた。
適正な契約履行計		100	30						100.0		

評価項目	評価の視点	配点	実点	評定点率					得点 ①	評価細目								
				優 標準 劣														
				1.0	0.8	0.6	0.4	0.2										
発注者支援	技術基準の理解度	40	8	評価細目チェック数 =0⇒「0.2」 =1⇒「0.4」 =2⇒「0.6」 =3⇒「0.8」 =4⇒「1.0」 ----- 1.0					40.0	発注者支援を実施する上で必要な法令・政令・通達等が十分に理解されていた。 発注者支援を実施する上で必要な技術基準、マニュアル、共通仕様書等が十分に理解されていた。 特記仕様書等に示すべき当該業務固有の条件が十分に理解されていた。 業務上必要となる、図面及び技術的資料について留意すべき専門知識を十分有していた。								
	設計図書の作成・変更及び追加	20	4	評価細目チェック数 =0⇒「0.2」 =1⇒「0.4」 =2⇒「0.6」 =3⇒「0.8」 =4⇒「1.0」 ----- 1.0					20.0	設計図書を作成する上で必要となる施工計画・工程計画が十分に理解されていた。 作成・変更及び追加する設計図書の素案に抜け・漏れ及び誤謬等なく、適切な時期に作成されていた。 設計図書の作成・変更及び追加に必要な条件を適切に把握し、根拠資料としての取りまとめが十分に適切であった。 高度な技術レベル、多岐にわたる検討項目など、難易度の高い業務に対し十分な業務実施内容であった。								
	設計単価の算出	20	4	評価細目チェック数 =0⇒「0.2」 =1⇒「0.4」 =2⇒「0.6」 =3⇒「0.8」 =4⇒「1.0」 ----- 1.0					20.0	設計単価の算出に必要な事項(特記・図面・現地条件・施工計画・積算要領その他基準)が十分に理解されていた。 設計単価の算出に必要な諸条件を適切に把握し、積算根拠資料として取りまとめが十分に適切であった。 設計単価の算出にあたって、作成する根拠・インプットデータに抜け・漏れ及び誤謬等がなかった。 高度な技術レベル、多岐にわたる検討項目など、難易度の高い業務に対し十分な業務実施内容であった。								
	その他工事管理の的確性・迅速性	20	4	評価細目チェック数 =0⇒「0.2」 =1⇒「0.4」 =2⇒「0.6」 =3⇒「0.8」 =4⇒「1.0」 ----- 1.0					20.0	関係官公署及び関係会社への手続きについて必要な時期に的確に実施されていた。 発注者が実施する地元関係者との交渉・協議等に必要な資料の作成が、発注者の意図を理解し的確に作成されていた。 発注者が実施する地元関係者との交渉・協議等に同行・参加し、その記録を迅速に作成していた。 関係官公署や発注者が実施する地元関係者との交渉等に必要資料について、必要な時期までに迅速に作成されていた。								
発注者支援計		100	20						100.0									
プロセス評価	安全管理状況の把握及び指導	40	8	評価細目チェック数 =0⇒「0.0」 =1⇒「0.5」 =2⇒「0.8」 =3⇒「1.0」 ----- 1.0					40.0	業務に従事する管理員(管理技術者含む)が法令を理解・習得するために必要な措置が講じられていた。 担当工事の現場及び書類における施工上の過誤や安全な施工方法の確認を適切に実施していた。 施工方法、作業方法、安全措置に係る違反に対し、是正指示を適切に実施していた。								
				20	4	評価細目チェック数 =0⇒「0.4」 =1⇒「0.6」 =2⇒「0.8」 =3⇒「1.0」 ----- 1.0					20.0	担当工事の現場進捗状況を常に的確に把握し、工事契約当初の計画工程表との対比を実施し工程管理に努めていた。 現場進捗状況における問題点を把握し、迅速に発注者へ伝達するとともに、問題解決に繋がる提案を実施した。 担当工事のみならず、関係工事の現場進捗状況を把握し、総合調整を積極的に発注者に提案していた。						
						20	4	評価細目チェック数 =0⇒「0.2」 =1⇒「0.4」 =2⇒「0.6」 =3⇒「0.8」 =4⇒「1.0」 ----- 1.0					20.0	品質管理に関する諸基準が十分に理解されていた。 工事受注者提出の品質管理資料を確認し、専門的見地から十分に理解のうえ、立会(確認)・検査を実施していた。 発注者が変更・追加した工事内容を十分に理解の上、立会(確認)・検査を実施していた。 立会(確認)・検査時に、品質管理資料と現地との誤謬等を確認した場合は、必要な措置を講じていた。				
								20							4	評価細目チェック数 =0⇒「0.2」 =1⇒「0.4」 =2⇒「0.6」 =3⇒「0.8」 =4⇒「1.0」 ----- 1.0		
施工管理計		100	20													100.0		

評価項目	評価の視点	配点	実点	評定点率					得点 ①	評価細目	
				優 標準 劣							
				1.0	0.8	0.6	0.4	0.2			
プロセス評価	技術提案	工事実施における事業費削減	20	4	評価細目チェック数 =0⇒「0.0」 " =1⇒「0.5」 " =2⇒「1.0」 ----- 1.0					20.0	レ 工事実施における事業費の削減又は供用段階での維持管理費の削減に資する技術的提案がなされた。 レ 当該業務の特性を考慮しつつ、新たな、あるいは高度な調査・解析・設計等の手法・技術に関する提案がなされた。
		施工管理(品質管理・出来形管理)の効率化・生産性向上	10	3	評価細目チェック数 =0⇒「0.0」 " =1⇒「0.5」 " =2⇒「1.0」 ----- 1.0					10.0	レ 品質管理に関する効率化・生産性向上に資する適切かつ有効な提案がなされた。 レ 多面的な視点から検討されて、あるいは高度な技術レベルに基づく品質管理に資する提案がなされた。
		工事実施の改善(工程促進、品質・安全性向上等)	10	3	評価細目チェック数 =0⇒「0.0」 " =1⇒「0.5」 " =2⇒「1.0」 ----- 1.0					10.0	レ 工事及び比較検討等技術資料作成に関する適切かつ有効な提案がなされた。 レ 関連する多面的な視点から検討された、あるいは高度な技術レベルに基づく業務遂行に資する提案がなされた。
	技術提案計	40	10						40		

評価項目	評価の視点	配点	実点	評定点率					評定点 ③	評価細目
				優 標準 劣						
				1.0	0.8	0.6	0.4	0.2		
管理技術者	業務指示の迅速性、 確実性	100	8	評価細目チェック数 =0⇒「0.2」 =1⇒「0.4」 =2⇒「0.6」 =3⇒「0.8」 =4⇒「1.0」 1.0					100.0	レ 関係者間の情報伝達が遅滞なく、確実に交わされていた。 レ 情報伝達の誤認等による問題が発生しなかった。 レ 当該業務に関する受注者内の情報伝達内容が書類により記録されていた。 レ 管理技術者による担当技術者への技術的関与が的確で、対応が迅速であった。
管理技術者計		100	8						100	
適正な契約履行	管理員の品位・適正性	100	9	評価細目チェック数 =0⇒「0.0」 =1⇒「0.2」 =2⇒「0.4」 =3⇒「0.6」 =4⇒「0.8」 =5⇒「1.0」 1.0					100.0	レ 高速道路事業の公共性を鑑み、常に公正・公平・清廉を旨として行動していた。 レ 管理員として、無責任な姿勢は見られず、発注者を支援する立場としてふさわしい対応をとった。 レ 発注者を支援する立場として、関係者に対する対応が適切で、かつ必要な報告・調整が遅滞なく実施されていた。 レ 業務に必要な法令・政令等が十分に理解され、適切な業務履行がなされていた。 レ その他（理由： ）
適正な契約履行計		100	9.0						100	
業務執行に係る過失に伴う減点	業務執行の過失	/	-20	評価細目チェック数 1つ毎に4点減点 1.0					-20.0	レ 業務執行上、指摘又は指導等を行ったが、改善されなかった。 レ 関係者から苦情が寄せられる等、問題が認められた又は、問題発生時の情報連絡等、対応が適切に行われなかった。 レ 業務処理のミスにより、大きな手戻りが生じた。 レ 業務実施体制に問題があった。 レ その他（理由： ）
	中立性・公平性に係る過失		-5	評価細目チェック数 1つで5点減点 (チェックは1つまで) 1.0					-5.0	レ 中立性・公正性に関して、第三者から苦情があり、受注者に帰する過失があった。 □ その他（理由： ）
	守秘性に係る過失		-5	評価細目チェック数 1つで5点減点 (チェックは1つまで) 1.0					-5.0	レ 業務に関する情報漏えいがあり、受注者の責任によるものと発注者が判断した。 □ その他（理由： ）
小計			-30						-30.0	
事故等による減点	業務中事故等	/	-15	評価項目の措置内容 に応じ減点 (チェックは1つまで) -					-15.0	措置内容 レ 1. 資格登録停止が1ヶ月を超える -15 □ 2. 資格登録停止が1ヶ月まで -10 □ 3. 文書注意 -8 □ 4. 口頭注意 -5 □ 5. 管理員の事故または公衆災害が発生したが口頭注意以上の処分がなかった場合 -3
				小計			-15			

評価項目	評価の視点	配点	実点	評定点率					評定点 ⑤	評価細目
				優 標準 劣						
				1.0	0.8	0.6	0.4	0.2		
プロセス評価 適正な契約履行	業務実施体制の確保	10	3	評価細目チェック数 =0⇒「0.2」 =1⇒「0.4」 =2⇒「0.6」 =3⇒「0.8」 =4⇒「1.0」 ----- 1.0					10.0	レ 配置予定技術者資料（業務実施体制）に示された技術者が適切に配置されていた。 レ 配置予定技術者資料（業務実施体制）に予定としていた管理員について、適切な資格取得者が配置されていた。 レ 業務実施計画書に示された実施体制により、業務が適切に履行された。 レ 履行期間を通じて安定的で十分に業務実施体制が確保されていた。
	管理員教育等の義務の履行	30	9	評価細目チェック数 =0⇒「0.2」 =1⇒「0.4」 =2⇒「0.6」 =3⇒「0.8」 =4⇒「1.0」 ----- 1.0					30.0	レ 業務実施計画書にコンプライアンス及び秘密保持に関する教育計画の内容が具体的に記載されていた。 レ 受注者による管理員（管理技術者含む）へのコンプライアンス教育が適切に実施されていた。 レ 受注者による管理員（管理技術者含む）への秘密保持に関する教育が適切に実施されていた。 レ 受注者による技術者としての倫理及び技術力の向上に関する教育が実施されていた。
	契約違反・提出書類の有無	20	6	評価細目チェック数 =0⇒「0.2」 =1⇒「0.4」 =2⇒「0.6」 =3⇒「0.8」 =4⇒「1.0」 ----- 1.0					20.0	レ 基本契約書に記載の内容が十分理解されており、違反となる行為がなかった。 レ 業務に必要な技術基準・マニュアル・通達等が十分に理解され、適切な業務履行がなされていた。 レ 業務上作成、提出すべき書類に漏れがなかった。 レ 業務上作成、提出すべき種類が受注者自ら、発注者の指導がなくとも、速やかに提出がなされた。
	書類作成の確実性・迅速性	10	3	評価細目チェック数 =0⇒「0.2」 =1⇒「0.4」 =2⇒「0.6」 =3⇒「0.8」 =4⇒「1.0」 ----- 1.0					10.0	レ 業務上作成する資料について、十分な理解の上で、適切に取りまとめられていた。 レ 業務上作成する資料が簡潔で理解しやすい表現となっていた。 レ 業務上入手した情報を総合的に活用し、重要な点が理解しやすくまとめられていた。 レ 業務上作成した資料について、作成する主旨を理解の上、根拠の整理を併せて確実に実施されていた。
	管理員の品位・適正性	30	9	評価細目チェック数 =0⇒「0.2」 =1⇒「0.4」 =2⇒「0.6」 =3⇒「0.8」 =4⇒「1.0」 ----- 1.0					30.0	レ 高速道路事業の公共性を鑑み、常に公正・公平・清廉を旨として行動していた。 レ 管理員として、無責任な姿勢は見られず、発注者を支援する立場としてふさわしい対応をとった。 レ 発注者を支援する立場として、関係者に対する対応が適切で、かつ必要な報告・調整が遅滞なく実施されていた。 レ 業務に必要な法令・政令等が十分に理解され、適切な業務履行がなされていた。
適正な契約履行計		100	30						100.0	

